

令和7年6月9日

大仙市公共施設等一斉LED化に向けたサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）において、蛍光灯の製造等が2027年まで段階的に廃止されることが決定されました。これを受け、公共施設の照明LED化改修を早期に実施していく必要があります。

そのため民間事業者との個別対話を通じ、民間事業者の事業参入意向、参入しやすい公募条件等を整えるために、サウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）を実施します。

2 本市の状況及び考え方

（1）LED改修の手法について

LED改修については、蛍光灯製造等の廃止決定による影響のほか、改修実施以降、電気使用量削減の効果が確実に得られることから、対象施設については短期間で進めていきたいと考えています。

しかしながら、本市は多数の施設を所有しており、設置している照明設備の仕様も多様であるため、施設毎に改修費用を予算化してLED化を進める場合、膨大な時間と費用がかかると考えられます。

このことから、費用を平準化させつつ、早期にLED化を実現する手法として、リース方式による実施など、効果的かつ効率的な手法の可能性を検討しています。

（2）検討対象施設

対象施設数	156施設
施設区分（施設数）	庁舎（16）、集会施設（13）、交流施設（6）、公民館（19）、市民会館（5）、図書館等（4）、子育て支援施設（19）、高齢者福祉施設（6）、保健施設（1）、観光施設（10）、温泉（5）、道の駅（3）、宿泊研修施設（1）、産業研修施設（3）、体育館（15）、複合体育施設（3）、武道館（1）、給食センター（3）、小学校（13）、中学校（7）、その他施設（3）
照明区分（灯具台数）	一般照明（31,005基）、非常用照明（1,932基）、誘導灯（741基）

※詳細については、市ホームページに掲載しております資料をご確認ください。

※対象施設数等は現時点で検討中であり、今後変動する場合があります。

また、資料の灯具数及びランプ数と実際の数量が異なる場合があります。

なお、施設規模が大きい施設や光熱費が高額な施設は、優先的に実施を検討し、倉庫などの小規模な建物については、本調査の結果等を基に最も効果的かつ効率的に実施できる施設数を検討していきたいと考えています。

また、事業期間（リース期間等）については、サウンディング型市場調査の中で適切な事業期間について検討していきたいと考えています。

（３）更新対象及び更新方法について

更新対象設備は、既設の照明設備のうちＬＥＤ化されていない灯具とし、ランプ交換ではなく、灯具自体の更新を原則とすることと考えています。

（４）事業手法及び事業者募集について

事業手法については、市の財政負担の軽減や費用の平準化がされ、低予算で効率よく実施することができる手法を求めています。

事業者の募集方法については、民間事業者の創意工夫による提案が可能な公募型プロポーザルによる募集を考えています。

３ 個別対話内容

提案書の提出をいただいた民間事業者との間で、１社又は１グループで１時間程度を目安に個別対話を実施いたします。なお、個別対話に出席する人数は１社又は１グループにつき、３名以内としてください。

提案書の内容について説明していただいた後、市からの質問及び意見交換をさせていただきます。

主に、次のテーマに沿って個別対話を実施します。なお、必ずしも全てのテーマに対する提案や意見がなくても結構です。

- ア 事業の市場性の有無について
- イ 事業実施による効果及びコスト削減について
- ウ 事業対象施設の選定について
- エ 事業の効果を最大限にするための手法について
- オ 事業化に向けて必要となる資料について
- カ 事業化の課題・条件、市に対する要望等について
- キ 事業完了までにかかる期間や費用について
- ク 利用可能な補助金等について
- ケ その他

4 本調査の流れ

(1) 参加申込み

本調査に参加を希望される場合は、市ホームページ上に掲載されている「申込書」及び「提案書」を期限（令和7年7月22日）までに電子メールにて提出してください。

なお、件名は「【参加申込】サウンディング型市場調査（事業者名）」としてください。

個別対話の日時及び場所については、参加申込み後に個別にご連絡いたします。希望により、Web会議システム（Zoomを予定）による対話も可能です。

◆電子メール：zaikatsu@city.daisen.lg.jp

(2) 提案資料

提案については、任意の「提案書」に個別対話テーマについての意見等を記載していただき、申込書へ添付して提出してください。

なお、提案書は個別対話の当日に4部印刷してご持参願います。（Web会議システムによる対話の場合は印刷不要です。）

(3) 参加対象者

参加することができる民間事業者は、本調査が対象とする事業に実施主体として参画する意向のある法人または法人のグループで、次に掲げるすべての要件に該当する者です。

- ①地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②大仙市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤直近3年間の国税又は地方税を滞納していない者であること。
- ⑥政治活動又は宗教活動を主たる目的としていない者であること。

(5) 結果の公表

市は、本調査後、個別対話で得られた事業者意見等の結果を公表します。その際、事業者のノウハウ保護等のため、結果公表前に、市と事業者の間で公表内容を確認及び調整いたします。

(6) スケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表	令和7年6月 9日
参加申込書提出期限	令和7年7月22日まで
個別対話の実施	令和7年8月 8日まで
結果公表内容の調整	令和7年9月12日まで
結果の公表	令和7年9月26日予定

5 留意事項

- (1) 市は、本調査の結果を基に、今後の事業内容や事業者募集に係る条件設定等を検討する際の参考といたしますが、現時点で事業化されることが決定しているものではありません。
- (2) 本調査への参加は、事業化の際の事業者選定の評価等に影響を与えるものではありません。
- (3) 本市は、結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提案資料を使用することはありません。
- (4) 本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。
- (5) 本調査への参加に関する費用は、参加者の負担となります。
- (6) 必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただく場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

6 問い合わせ先

担当部署 大仙市総務部財産活用課

担 当 佐藤

所 在 地 〒014-8601

大仙市大曲花園町1番1号

電 話 0187-63-1111（内線237）

F A X 0187-63-1119（代表）

メー ル zaikatsu@city.daisen.lg.jp